

令和8年第1回相模原市緑区選挙管理委員会会議録

1 開催日時及び開催場所

開催日時 令和8年1月20日（火） 午前9時30分～午前10時10分
開催場所 緑区合同庁舎 5階 5－1会議室

2 出席委員の氏名

委員長	田中	勝年
委員長職務代理者	萬田	信行
委員	小室	誠
委員	榮	裕明

3 説明のため出席した職員

事務局長	佐藤	裕幸
事務局次長	笠原	正則
総括副主幹	三田村	俊輔
主任	田野	啓明
主任	滝沢	聡子

4 議案

（1）議案第1号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

原案のとおり可決決定

<主な意見・質疑等>

なし

（2）議案第2号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者を定めることについて

原案のとおり可決決定

<主な意見・質疑等>

なし

（3）議案第3号 在外選挙人名簿の登録移転申請を不受理とすることについて

原案のとおり可決決定

<主な意見・質疑等>

委員：不受理とすることがある案件はどのような状況で発生するものなのか。

事務局：国外転出の際に、「在外選挙人名簿登録移転申請書」を提出したが、転出予定日以後に国外の転出先住所を管轄する在外公館への在留届の提出が確認できないまま、転出後4か月を経過してしまったため、選挙人名簿から抹消され、在外選挙人名簿への登録の移転ができなくなったものである。

（4）議案第4号 ポスター掲示場の様式を定めることについて

原案のとおり可決決定

＜主な意見・質疑等＞

なし

(5) 議案第5号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めることについて

原案のとおり可決決定

＜主な意見・質疑等＞

委員：資料では8区画まで番号が振ってあるが、9区画目はどの区画になるのか。

事務局：9区画目は左下の区画で、9人目の候補者がなければ選挙啓発のために使用することになる。このことは、議案第6号でご審議いただく。

(6) 議案第6号 ポスター掲示場の表示・注意欄の下に位置する区画を選挙啓発のために使用することについて

原案のとおり可決決定

＜主な意見・質疑等＞

なし

(7) 議案第7号 ポスター掲示場の総数を減ずることについて

原案のとおり可決決定

＜主な意見・質疑等＞

委員：人口の少ない地区でポスター掲示場が減数されることが、投票を諦める要因となることがないように、緑区選挙管理委員会としてはもちろん市選挙管理委員会としても対策を検討してほしい。

事務局：投票率が下がらないような方法として、他市町村で実施されている投票バスなど具体的な事例を基に検討を始めたところである。

委員：ぜひ何らかの対応をしていただきたい。

(8) 議案第8号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて

原案のとおり可決決定

＜主な意見・質疑等＞

なし

(9) 議案第9号 最高裁判所裁判官国民審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を定めることについて

原案のとおり可決決定

＜主な意見・質疑等＞

なし

(10) 議案第10号 選挙人名簿登録の移替えの延期を定めることについて

原案のとおり可決決定

＜主な意見・質疑等＞

委員：移替えの延期とはどのような仕組みか。

事務局：選挙人名簿に登録されている者が、例えば緑区から南区のように市内で住所を移した場合には、その者に係る登録を緑区から南区へ移替えをすることとなっているが、選挙が執行される場合には、一定期間、移替えの時期を延期できることとなっている。

移替えが延期されると、その期間中に先ほどのように市内で住所を移した場合で

も、旧住所地で選挙人名簿が登録されているため、投票の際には、新たな住所地での投票ではなく、従前の住所地で投票することとなる。

- (11) 議案第11号 専決処分の承認について（選挙公報及び審査公報を新聞折込みにより配布することについて）

原案のとおり承認決定

<主な意見・質疑等>

委員：新聞を購読していない方への配布方法はどのようなになっているのか。

事務局：区役所等配架施設の案内や個別郵送により対応することとしている。

5 会議の公開について

- (1) 公開の可否

会議冒頭において会議の全部を公開とする決定をした。

- (2) 傍聴人の数

0名

相模原市区選挙管理委員会規程第9条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年3月2日

.....署名

.....署名

.....署名

.....署名